

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 市の各部局における平素の業務

市の各部局は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

【市の各部局における平素の業務】

部 局 名	平 素 の 業 務
総務部 企画部	・市国民保護協議会の運営に関すること ・市国民保護対策本部に関すること ・避難実施要領の策定に関すること ・庁内連絡体制の整備に関すること ・資機材の備蓄、整備に関すること ・国民保護措置についての訓練に関すること ・避難施設の指定に関すること ・国民保護に関する普及、啓発に関すること ・警報の通知及び緊急通報発令のための通報システムの整備、点検に関すること ・庁舎等の整備、点検に関すること ・消防本部及び消防団との連絡調整に関すること ・自主防災組織の育成、支援に関すること ・庁内情報システムの保全管理に関すること ・県及び関係機関との連絡調整に関すること ・復旧に関すること ・特殊標章等の交付等に関すること ・報道機関との連絡調整に関すること
財政部 地域振興部 文化スポーツ観光部	・安否情報の収集体制の整備に関すること ・住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること ・市内の外国人への情報提供のための体制整備に関すること ・国民保護に関する普及・啓発に関すること

環境生活部	・環境対策に関すること ・廃棄物処理に関すること ・関係機関、廃棄物処理関係業者等との連携に関すること ・市民活動団体との連携に関すること ・交通安全対策に関すること
福祉部 こども未来部 健康医療部	・災害時要支援者の把握、支援体制の整備に関すること ・避難施設の運営体制の整備に関すること ・病院、社会福祉施設との連絡調整に関すること ・医師会等関係機関との連絡調整に関すること ・医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること
産業振興部	・漂流物等の情報収集に関すること
建設部	・災害対策用資材の整備、確保に関すること ・公営住宅等の提供体制の整備に関すること
都市整備部	・応急仮設住宅の建設場所の選定に関すること ・公共交通対策に関すること
ボートレース事業局	・ボートレース施設の保安対策に関すること
上下水道局	・水道施設、浄水施設の保安対策に関すること ・給水資機材の確保に関すること ・応急給水の総合的な計画に関すること ・下水道施設の保安対策に関すること
教育委員会	・文教施設の保安対策に関すること ・学校等への連絡体制の整備に関すること ・避難施設の運営体制の整備に関すること ・国民保護に関する普及、啓発に関すること
消防本部	・武力攻撃災害への対処に関すること（救急・救助を含む。） ・情報の収集、連絡体制の整備に関すること ・住民の避難誘導に関すること

2 市職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24 時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、防災に関する体制を活用することにより、常備消防機関との連携を

図りつつ、速やかに市長及び災害対策本部員に連絡が取れる 24 時間即応可能な体制を確保する。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【事態レベルに応じた市の体制、職員参集】

事態レベル	体 制	参 集 職 員
I	担当課による情報収集体制	防災危機管理課職員
II	緊急事態連絡室設置	市長、副市長、防災危機管理監、総務部長、消防本部消防長その他市長が指名する部局長、部局長の判断に基づく部局関係職員、防災危機管理課職員
III	国民保護対策本部設置	全ての市職員

【事態レベルの判断基準】

事態等の認定	事態レベルの判断基準	事態レベル(体制)
武力攻撃事態等の認定がない段階	武力攻撃やテロ活動に関する情報収集体制が必要な状況となった場合	I (情報収集体制)
	国による武力攻撃事態等の認定はないが、事態等の認定につながる可能性のある事案に関する情報を入手し、対策本部に準じた体制が必要となった場合	II (緊急事態連絡室)
武力攻撃事態等の認定があった段階	国民保護対策本部を設置すべき市の指定の通知がない場合	II (緊急事態連絡室)
	国民保護対策本部を設置すべき市の指定の通知を受けた場合	III (国民保護対策本部)

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員については、以下のとおりとする。

【市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員】

国民保護対策本部	名 称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）
本部長	市長	副市長	防災危機管理監
副本部長	副市長	防災危機管理監	防災危機管理課長
防災危機管理監	防災危機管理監	防災危機管理課長	防災危機管理課長補佐
本部員	教育長	教育部長	教育部次長
	上下水道事業管理者	上下水道局副局長	上下水道局次長
	モーターボート競走事業管理者	ボートレース事業局次長	ボートレース管理課長
	総務部長	総務部次長	総務課長
	企画部長	企画部次長	企画課長
	財政部長	財政部次長	財政課長
	地域振興部長	地域振興部次長	地域づくり推進課長
	文化スポーツ観光部長	文化スポーツ観光部次長	文化振興課長
	環境生活部長	環境生活部次長	環境政策課長
	福祉部長	福祉部次長	地域福祉課長
	こども未来部長	こども未来部次長	子育て給付課長
	健康医療部長	健康医療部次長	健康づくり推進課長
	産業振興部長	産業振興部次長	商工振興課長
	建設部長	建設部次長	道路課長
	都市整備部長	都市整備部次長	都市政策課長
	教育部長	教育部次長	教育政策課長
	消防長	消防本部次長	消防総務課長
	上下水道局副局長	上下水道局次長	上下水道局総務課長
	議会事務局長	議会事務局次長	議会事務局次長補佐
	光地区消防組合	光地区消防組合	光地区消防組合
	消防本部消防長	消防本部次長	消防本部総務課長
	新南陽総合支所長	新南陽総合支所次長	地域政策課課長補佐
	熊毛総合支所長	熊毛総合支所次長	地域政策課課長補佐
	鹿野総合支所長	鹿野総合支所次長	地域政策課課長補佐

(6) 職員の服務基準

市は、(3)Ⅰ～Ⅲの体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(7) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置した場合において、その機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- 交代要員の確保その他職員の配置
- 食料、燃料等の備蓄
- 自家発電設備の確保 等

3 消防機関の体制

(1) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、市における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防

本部及び消防署における 24 時間体制の状況を踏まえ、特に初動時において消防本部及び消防署と緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への入団促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団に参加させるよう配慮する。

さらに、市は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに担当課を決定し、担当課へ通知する。

なお、基本的に当該国民保護措置を実施した課を担当課とする。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事（法第81条第2項）
	特定物資の保管命令に関する事（法第81条第3項）
	土地等の使用に関する事（法第82条）
	応急公用負担に関する事（法第113条第1項・5項）
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)
不服申立てに関する事（法第6条、175条）	
訴訟に関する事（法第6条、175条）	

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書編集保存規程等の定めるところにより、適切に保存する。

また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸

失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するにあたり、国、県、他の市町、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、市国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署(担当部局名、所在地、電話(FAX)番号、メールアドレス等)について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 近接市町との連携

(1) 近接市町との連携

市は、近接市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。

また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう(公財)日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

5 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。

また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

また、市は、非常通信体制の確保にあたって、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設・設備面	・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運用面	・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	・通信訓練を行うにあたっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

運 用 面	無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	国民に情報を提供するにあたっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備にあたっての留意事項

市は、体制の整備に際して、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

(3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。

この場合において、民生委員や社会福祉協議会、大学等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。（その際、民生委員や社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）

(2) 通信施設設備の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等のため、安全性・速報性・正確性・一斉性を備えた情報収集伝達システムの整備を図る。

(3) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備

市は、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を整備する。

(4) 県警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。

また、必要に応じて海上保安部等（海上保安監部、海上保安部、海上保安航空基地及び海上保安署（これらの事務所がない場合には管区海上保安本部）をいう。以下同じ。）との協力体制を構築する。

(5) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成 17 年 7 月 6 日付消防運第 17 号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(6) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

(7) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みを P R すること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成 17 年総務省令第 44 号以下「安否情報省令」という。）第 1 条に規定する様式第 1 号及び第 2 号により収集を行い、安否情報システムを用いて県に報告する。

【収集・報告すべき情報】

- 1 避難住民（負傷した住民も同様）
 - ① 氏名
 - ② フリガナ
 - ③ 出生の年月日
 - ④ 男女の別
 - ⑤ 住所
 - ⑥ 国籍
 - ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
 - ⑧ 負傷（疾病）の該当
 - ⑨ 負傷又は疾病の状況
 - ⑩ 現在の住所
 - ⑪ 連絡先その他必要情報
 - ⑫ 親族・同居者への回答の希望
 - ⑬ 知人への回答の希望
 - ⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意
- 2 死亡住民
（上記①～⑦に加えて）
 - ⑮ 死亡の日時、場所及び状況
 - ⑯ 遺体が安置されている場所
 - ⑰ 連絡先その他必要情報
 - ⑱ ①～⑦、⑮～⑰の親族・同居者・知人以外の者への回答の同意

(2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。

また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、各種学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡にあたる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

年 月 日 時 分

周南市

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 年 月 日

(2) 発生場所 周南市 (北緯 度、東経 度)

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町名	人 的 被 害				住 家 被 害		その他
	死 者	行方 不明者	負 傷 者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町名	年月日	性別	年齢	概 況

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。

このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町職員中央研修所、県自治研修所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施にあたっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊、海上保安庁及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町、県、国、医療機関等の関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施にあたっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、海上保安部等、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するにあたっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練等を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- ② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練にあたっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等にあたり、自治会等の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 市は、自治会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 訓練への住民の参加については、どこまでも、住民の自発的な協力に委ねられるものであり、その要請にあたって強制にわたることがないように留意する。
- ⑥ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑦ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

※【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料（例）】

- 住宅地図
（自治会数、世帯数等のデータ）
- 区域内の道路網のリスト
（避難経路として想定される高速道路、国道、県道、市道等の道路リスト）
- 輸送力のリスト
（鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関のデータ）
（鉄道網やバス網、保有車両数等のデータ）
- 避難施設のリスト
（避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト）
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
（備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト）
- 生活関連等施設等のリスト
（避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの）
- 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定一覧
- 自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧
（代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等）
- 消防機関のリスト
（消防本部・署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先）
（消防機関の装備資機材のリスト）
- 避難行動要支援者名簿

(2) 隣接する市町との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障害者等避難行動要支援者への配慮

市は、避難住民の誘導にあたっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な避難行動要支援者支援を迅速に実施できるよう職員体制の整備に努める。

※【避難行動要支援者名簿について】

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導にあたっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である。

避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 49 条の 10 において作成を義務づけられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。

また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

3 救援に関する基本的事項

(1) 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を当該市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整してお

く。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

○ 輸送力に関する情報

- ① 保有車両等(鉄道、定期・路線バス、船舶、飛行機等)の数、定員
- ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法 など

○ 輸送施設に関する情報

- ① 道路(路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)
- ② 鉄道(路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など)
- ③ 港湾(港湾名、係留施設数、管理者の連絡先など)

(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する当該市町の区域に係る運送経路の情報を共有する。

(3) 離島における留意事項

市は、離島の住民の避難について、国〔内閣官房、国土交通省〕から示された「離島の住民の避難に係る運送事業者の航空機や船舶の使用等についての基本的な考え方」(平成17年12月19日閣副安危第498号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官(事態法制企画担当)通知、国政調第169号国土交通省性政策統括官付政策調整官(危機管理担当)通知)を踏まえ、可能な限り全住民の避難を視野に入れた体制を整備するものとする。

この場合において、市は、県及び指定地方公共機関との連携協力に努めるとともに、以下に掲げる情報を把握するものとする。

【全住民の避難を想定した場合に把握しておくべき情報】

- ① 島の全住民を避難させた場合に必要となる輸送手段
- ② 想定される避難先までの輸送経路
- ③ 島外からの輸送手段を受け入れる場合の受入体制
- ④ 島内にある港湾等までの輸送体制 など

5 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡態勢を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

※【生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管県担当部局】

国民保護法施行令	各号	施 設 の 種 類	所管省庁名	県関係課
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	産業政策課
	2号	ガス工作物	経済産業省	
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	生活衛生課
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	交通政策課
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	防災危機管理課
	6号	放送用無線設備	総務省	
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省	港湾課
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	港湾課
	9号	ダム	国土交通省	河川課 農村整備課 企業局総務課
第28条	1号	危険物	総務省消防庁	消防保安課
	2号	毒劇物 （毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	薬務課
	3号	火薬類	経済産業省	産業政策課
	4号	高圧ガス	経済産業省	消防保安課
	5号	核燃料物質 （汚染物質を含む。）	原子力規制委員会	
	6号	核原料物質	原子力規制委員会	
	7号	放射性同位元素 （汚染物質を含む。）	原子力規制委員会	防災危機管理課 医務保険課
	8号	毒劇薬（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）	厚生労働省 農林水産省	薬務課
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省	
	10号	生物剤、毒素	各省庁 （主務大臣）	
	11号	毒性物質	経済産業省	

(2) 市が管理する公共施設における警戒

市は、その管理に係る公共施設について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察及び海上保安部等との連携を図る。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は特に地下に所在する避難施設などで、防災のための備蓄が整備されていない施設については、近隣の避難施設から必要な物資及び資材を輸送し、活用を行うことを含め、調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、
放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

(3) 県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。

また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施にあたっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、様々な機会を通じて、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

また、市は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

なお、「武力攻撃事態やテロから身を守るために」において応急措置等について記載しており、これらの資料を参照する。